

2014年度学院留学 研究成果概要

種 別：学院留学（短期）

所属・職・氏名：法学部・教授・岡本 仁宏

研究課題：非営利団体の政治学的研究

留学期間：2014年8月29日～2015年3月11日

留学先：

国・都市：アメリカ合衆国 ワシントン州 シアトル

研究機関：Henry M. Jackson School of International Studies, University of Washington

研究成果概要

本在外研究においては、非営利団体の政治学的研究を行うことを主たる目的とした。このため、アメリカ合衆国のワシントン州、ワシントン大学国際研究学部でのロバート・ペッカネン教授の招聘で客員研究者（visiting scholar）として滞在することとした。さらに、当初の研究計画の作成後に、公益財団法人公益法人協会（以下公法協）のイギリス調査ミッションに参加する機会を得ることが確定した。その結果、2014年の9月に集中的にイギリスにおける調査を行い、その後直接アメリカにわたり客員研究者としての生活を行うこととした。

非営利団体の政治学的研究は、一般には、政治学における圧力団体・利益団体研究の一環としての位置づけが主要なものであるが、他方、近年非営利団体研究が独自の研究領域として確立されてくるにしたがって、非営利団体一般に対する研究の一部としての位置づけにおいて政治学的視点からの研究が行われるようになってきている。また、内容的には社会科学研究としては通常の実態に関する研究が主に政治学研究として行われているが、同時に、制度論的・規範論的な研究も重要である。

本在外研究は、岡本が得ている科研費での研究、すなわち、「公益法人制度改革による非営利団体の政治活動への影響と制度条件の国際比較研究」基盤研究（c）26380199、及び公法協「2006年英国チャリティ改革後の変容調査」とも合わせ、ほぼ一貫した形で、制度論的な研究に焦点を合わせている。

この制度論研究の意義は、日本の市民社会の変容において位置づけられる。砂割、日本では、1998年の特定非営利活動促進法の制定・施行、その後2007年の公益法人制度改革三法の制定（施行08年）によって、非営利法人制度、及び非営利公益法人制度が大きく変換を遂げた（公益法人制度改革は、5年間の移行期間を経て2013年には完全施行となった）。

このような日本の市民社会法制の大転換が行われたにもかかわらず、特に公益法人の政治活動に対する規制は、55年体制のまま変わることなく続いている。他方、特定非営利活動法人における政治活動規制と公益法人に関する規制とに齟齬が見られる状態となっている。さらに、この状態は、日本の改革のモデルとなった英米の法規制とは大きく異なっており、日本の特異性が顕著な状態となっている。

しかも、この状態の問題点は、一方で、市民社会組織のアドボカシーなどの政治活動が国際的に見て有意に低い状態、つまり市民の政治参加の重要な通路であるNPOを通じた政治活動の水準の低さと関連しており、他方では、55年体制の下での保守党と官僚機構と連携して業界

団体的公益法人に政治的支持及び資金調達をさせるという構造とつながっている。つまり、日本の市民社会と民主主義の特質に重要な歴史的的特質と関連しているのである。

今回の在外研究では、イギリスにおける2006年チャリティ法の抜本的改革後、どのようにチャリティの政治活動規制の法的枠組みと実態が変容してきたのか、をまず調査を行った。この点についての研究成果は、「第3章1、チャリティコミッション改革」「第5章 イギリスにおけるチャリティの政治活動の規制について」『2006年英国チャリティ改革後の変容調査報告書』公益法人協会、2015年、において公表した（本報告書は、本年度中に著書として出版される予定）。イギリス（調査対象は、主にイングランド・ウェールズであるがスコットランドについても訪問調査を行った）においては、チャリティは日本でのように単に福祉ではなく広範囲な公益性を独立性を持ち大臣統制に服さないチャリティコミッションによって認められた非営利団体一般の名称である。このチャリティの政治活動については、法や政策の改廃を含めかなり広範囲にその正当性を認められている。ただし、チャリティ設立のチャリティ法上の目的としては、認められていない。また、政党政治や選挙政治への関与は、政治献金も当然のこととして禁止されている。アドボカシーは一般的には法や政策の改廃や世論喚起のことであるが、これらの活動については、チャリティの非常に活発な活動が見られ、しばしば政治的な争点ともなっていること、またその法的規制をめぐっても激しい議論が行われていることが明らかとなった。

アメリカの非営利団体、とりわけ公益的非営利団体はやはりチャリティあるいはチャリタブル組織と呼ばれる内国歳入法の501(c)3に該当する団体を中心である。これらの組織の場合には、アドボカシーなどの活動の割合がその団体の主要な活動になることは禁止されており、かつ政党政治や選挙政治（政治献金を含む）への参与は全面的に禁止されている。しかし、これらの団体は、この制約の範囲内においてであるが非常に活発なアドボカシーを展開している。他方、近年501(c)4団体の政治活動への参与、特に匿名の政治献金による政治活動やその活動を通じた選挙・政党政治への影響が大きな問題として議論されている。内国歳入庁は、この点について激しい政治的闘争の焦点となっている。2010年のいわゆるcitizens united 判決以後、企業や大富豪からの政治献金の影響が、選挙政治を左右するものとして大きな議論を呼んでいることも背景にある。

また、非営利団体規制の枠組みとしては、州レベルの規制が重要な役割を果たしており、近年ニューヨーク州などで法制度改革が取り組まれて他の州にも影響を及ぼしつつあることも重要である。これらの州法による規制については、まだ日本では十分な紹介や研究がなされておらず、日本での法規制を議論する際にも十分にその知見が生かされていないように思われる。

今後アメリカでの法規制の状態を中心に研究を続け発表するとともに、国内における制度の運用実態についても調査を行い、本在外研究の成果を社会的に還元するようにしていきたいと考えている。